

住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する意見書（補足）

2005年10月5日

日本弁護士連合会

意見の趣旨

弁護士として住民基本台帳の閲覧及び住民票写しの交付を職務上請求する場合には、現行の制度のままでも個人情報保護の仕組みとして十分であるから、現行の制度を維持すべきであり、それに加えて依頼者名の記載、身分証明書の提示等を要件とすべきではない。

意見の理由

- 1 当連合会の2005年9月16日付「住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する意見書」で述べたとおり、国民の自己情報コントロール権・プライバシー保護の観点から、住民基本台帳（以下「住基」という。）のいわゆる大量閲覧及び住民票写しの交付につき、法改正による規制を施すべきである。

しかしながら、弁護士が住基の閲覧及び住民票写しの交付を職務上請求するのは、訴訟の準備、裁判所その他の国家機関からの提出の求めに応じる等、特定人についての本人確認や所在調査を目的とするものであって、特定人の同一性の確認、住所の公証という住基本来の目的・趣旨に適合するものであり、また特定人に関するものである以上、住基の大量閲覧問題とは全く異なるものである。

- 2 もちろん、個人情報保護法の制定等、個人情報保護の考えが強くなった現状において、弁護士による住基の閲覧及び住民票写しの交付の職務上請求制度が、個人情報保護の観点からの国民の信頼を損なうものであってはならない。

この点、弁護士による職務上請求の制度では、個別のシリアル番号が振られた当連合会統一の職務上請求用紙を各弁護士会が管理し、会員たる弁護士に交付する仕組みがとられており、交付にあたっては、交付数が制限され、どの弁護士に何番の用紙が交付されたかを弁護士会が記録することによって、職務上請求用紙が資格者以外の手に渡らないよう、あるいは弁護士によって濫用されることのないよう防止措置がとられている。また、それにもかかわらず弁護士によって職務上請求の制度が濫用された場合には、弁護士会が対象弁護士に対して懲戒処分をすることが予定されている。

このような仕組みが取り入れられていることから、弁護士による職務上請

求の制度では、個人情報保護は十分に図られていると考えられる。

「住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会報告書(素案)」では、弁護士等の職務上の請求について、「使用目的、依頼者名、提出先」を記載させること、「身分証明書の提示等本人確認を徹底」することが求められている。

しかし、弁護士による職務上請求用紙は、上記のとおり厳正に管理されており、同用紙を用いた請求がなされ、かつ、弁護士が職務上用いる職印が同用紙に押印され、登録番号が記載されていれば、弁護士による請求であることの確認として十分であるから、加えて身分証明書の提示等を要求すべきではない。

さらに、弁護士が弁護士法に基づいて負う守秘義務、依頼者のプライバシー保護及び訴訟提起の準備を相手方に知られずに進める必要性に鑑みるならば、弁護士による職務上請求にあたっては、現状のとおり、「使用目的・提出先」を一括して一般的に記載(例えば、「訴訟提起のため。」等)すれば足り、依頼者名や具体的提出先の記載まで要求すべきではない。

- 3 以上のことから、弁護士の職務上の請求については、現行制度のままとすることが適切である。

以 上